

## 市街地再開発等事業資金

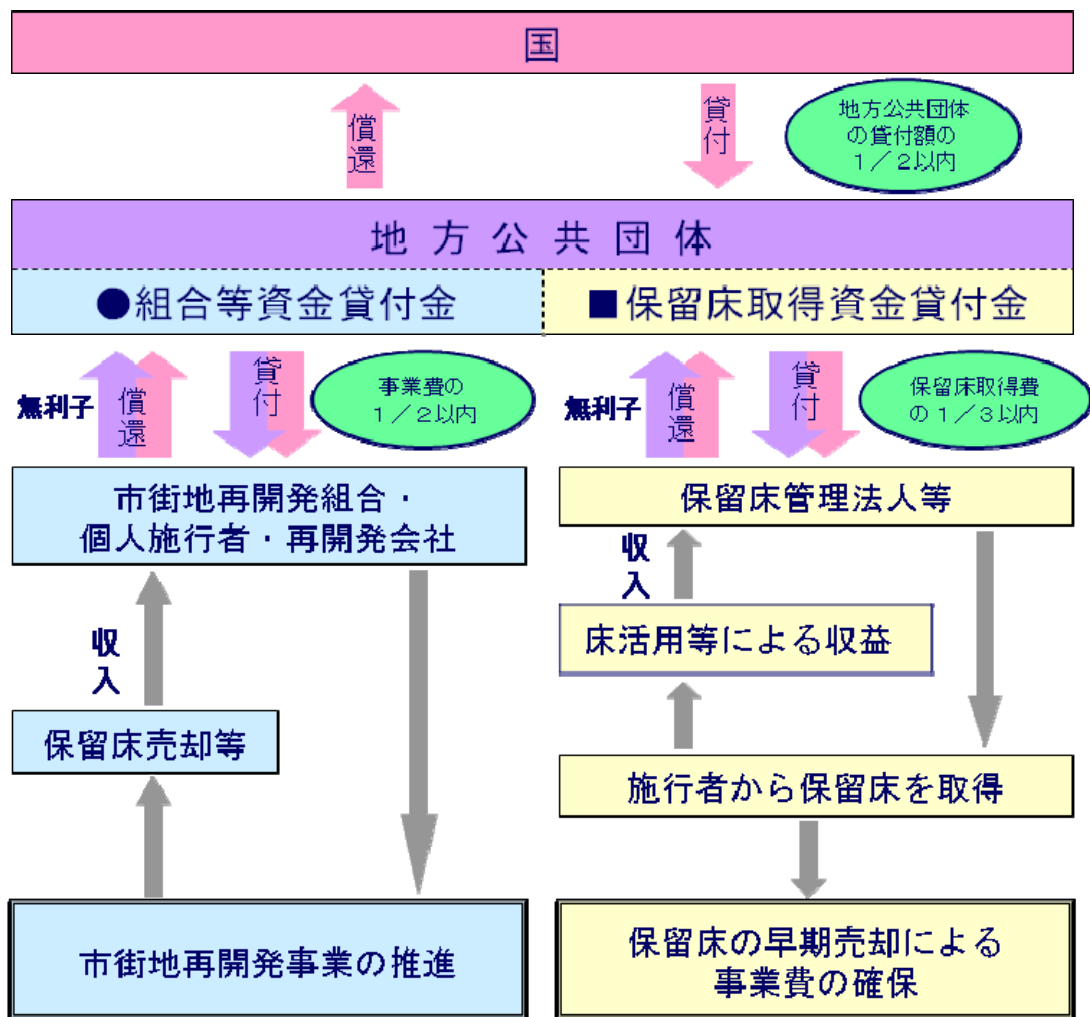
### (組合等資金貸付金・保留床取得資金の貸付金制度)

組合等資金貸付金、保留床取得資金の貸付金制度は、市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合・個人施行者・再開発会社、あるいは保留床管理法人等に対し、地方公共団体が無利子貸付けを行う場合に、その資金の一部について国が地方公共団体に対して無利子資金を貸し付けることにより円滑な市街地再開発事業の推進を図るものです。

#### ■ 貸付金の種類

種類	組合等資金貸付金	保留床取得資金貸付金
貸付内容	組合等の事業費に対する貸付	保留床管理法人等の保留床取得費に対する貸付
貸付者	地方公共団体 (国は地方公共団体に貸付)	地方公共団体 (国は地方公共団体に貸付)
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地再開発組合</li><li>・個人施行者</li><li>・再開発会社</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・施行者、組合員、再開発会社の株主等の出資による保留床管理法人</li><li>・再開発会社</li></ul>
活用の効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・保留床処分までの「つなぎ資金」が確保できます。</li><li>・無利子の資金であるため、金利負担が軽減されます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募で売却できない保留床の早期売却が可能となります。</li><li>・事業費確保が早まり、事業の早期終息が可能となります。</li></ul>

■ 貸付の流れ



## ■ 貸付金の内容

### (1) 事業資金貸付金（組合等資金貸付金）

- ①貸付者 地方公共団体
- ②貸付対象者 市街地再開発組合、個人施行者、再開発会社
- ③対象費用 市街地再開発事業に要する費用
- ④条件
  - a. 貸付限度額 市街地再開発事業に要する費用の1/2以内
  - b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1/2以内
  - c. 利率 無利子
  - d. 償還期間 8年以内  
(事業計画認可前に設立された組合の場合12年以内)
  - e. 償還方法 一括償還

### (2) 保留床取得資金貸付金

- ①貸付者 地方公共団体
- ②貸付対象者 保留床管理法人、再開発会社
  - <保留床管理法人の要件>
  - 次のいずれかに該当
    - i 施行者の出資割合が1/2超(地方公共団体施行の場合、1/4以上)
    - ii 市街地再開発組合の組合員の出資割合が1/2超
    - iii 再開発会社の株主の出資割合が1/2超
    - iv 個人施行者、市街地再開発組合の組合員、再開発会社、再開発会社の株主及び地方公共団体の出資割合が1/2超
- ③対象費用 保留床取得に要する費用
- ④条件
  - a. 貸付限度額 保留床取得に要する日費用の1/3以内
  - b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1/2以内
  - c. 利率 無利子
  - d. 償還期間 25年以内(10年以内の据置期間を含む)
  - e. 償還方法 均等半年賦償還